

地域づくり一括交付金の交付に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川西市地域分権の推進に関する条例（平成26年川西市条例第10号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づく地域づくり一括交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付金額)

第2条 交付金額は、予算の範囲内とし、条例第15条第2項の規定による承認を受けたコミュニティ組織（以下「承認コミュニティ組織」という。）ごとの交付金額の算出については、別表に定めるところによるものとする。

2 前項の規定により算出した承認コミュニティ組織ごとの交付金額は、交付金の上限額とし、事業の実施内容又は承認コミュニティ組織の承認時期により減額することがある。

(交付申請)

第3条 交付金の交付を受けようとする承認コミュニティ組織は、地域づくり一括交付金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、所定の期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 地域別計画書（計画期間が、交付金の申請年度を含むものであること。）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書

(交付決定)

第4条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、条例第15条第1項第4号に規定する地域別計画に基づく事業計画及び予算計画となっているかなどについて審査の上、交付金の交付の可否について決定を行い、その旨を地域づくり一括交付金交付決定通知書（様式第2号）により、承認コミュニティ組織に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第5条 交付金の交付申請をした承認コミュニティ組織は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る交付金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受領した日の翌日から起算して20日以内に申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る交付金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(承認コミュニティ組織の責務)

第6条 承認コミュニティ組織は、交付金の交付の決定の内容及び通知に付した条件に従い、第4条の規定による通知を受けて実施する事業（以下「交付金事業」という。）を善良な管理者の注意をもって実施しなければならない、いやしくも交付金を他の用途に使用してはならない。

2 承認コミュニティ組織は、交付金に係る予算の執行の適正化を図るため、交付金事業に係る帳簿その他の資料を常備し、市長が必要と認めるときは、それらの資料を提示し、又は内容を報告しなければならない。

3 承認コミュニティ組織は、前項の資料を事業年度終了後5年間保存しなければならない。

4 承認コミュニティ組織は、市長若しくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じなければならない。

(状況報告)

第7条 承認コミュニティ組織は、市長が必要と認めるときは、交付金事業の遂行の状況に関し、市長に報告しなければならない。

(決定の取消し)

第8条 市長は、承認コミュニティ組織が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付金の交付を受けたとき。
- (2) 交付金を交付金事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 交付金事業を実施しないとき。

2 前項の規定は、交付金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、地域づくり一括交付金交付決定取消通知書(様式第3号)により、承認コミュニティ組織に通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定より交付金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に係る交付金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第9条 承認コミュニティ組織は、前条第4項の規定により交付金の返還を命じられたときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該交付金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 承認コミュニティ組織は、交付金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納付日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(交付請求)

第10条 承認コミュニティ組織は、第4条の規定による交付決定通知を受けたときは、地域づくり一括交付金交付請求書(様式第4号)により、市長に当該交付金の交付を請求するものとする。

(交付の時期及び交付割合)

第11条 市長は、前条の規定による交付請求を受けたときは、次の表に定める交付時期の区分に応じた交付割合に相当する額を交付するものとする。

交付時期	交付割合
前期(6月)	交付決定金額の8割以内
後期(10月)	交付決定金額から交付済額を差し引いた金額

(交付金の繰越し)

第12条 承認コミュニティ組織は、交付金の執行に当たって、次の各号のいずれかに該当する場

合を除き、当該年度に交付された交付金の残額を次年度に繰り越すことができるものとする。

- (1) 第3条の規定により提出した事業計画書及び収支予算書に基づく活動について、特別の事情もなく当該活動を縮小し、又は実施しなかったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が交付金を繰り越すことが明らかに不適切であると認めるとき。

(実績報告書)

第13条 承認コミュニティ組織は、事業年度が終了したときは、速やかに地域づくり一括交付金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
(交付金の確定)

第14条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、実績報告の内容を審査し、適切であると判断したときは、交付すべき交付金の額を確定し、その旨を地域づくり一括交付金確定通知書（様式第6号）により、承認コミュニティ組織に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により交付すべき交付金の額が確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(基金の設置)

第15条 承認コミュニティ組織は、交付金の執行に当たって、後年度において実施する事業の財源を計画的に確保しようとするときは、基金を設置することができるものとする。この場合、基金の設置期間は、5年を限度とする。

- 2 承認コミュニティ組織は、前項の規定により基金を設置するときは、地域づくり一括交付金基金設置申請書（様式第7号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により基金の設置申請があったときは、内容を審査の上、適正と認めるときは、その旨を地域づくり一括交付金基金設置承認書（様式第8号）により、承認コミュニティ組織に通知するものとする。
- 4 承認コミュニティ組織は、前項の規定により承認を受けた基金の設置の内容に変更が生じたとき、又は基金利用による事業計画を中止しようとするときは、速やかに地域づくり一括交付金基金設置変更・中止申請書（様式第9号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(基金の返還)

第16条 市長は、前条第4項の規定による基金設置の内容変更を承認した場合において、当初の基金設置に係る積立額の総額に対して変更後の積立額の総額が下回る場合は、その差額について、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、前条第4項の規定による基金利用による事業計画の中止を承認したときは、当該基金設置の承認後、基金設置の中止までの間に積み立てた基金総額について、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(基金の運用等)

第17条 第15条第2項の規定により設置の承認を受けた基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 前項の規定に基づく運用から生ずる収益は、承認コミュニティ組織の交付金事業に係る収支予算に計上するものとする。

(交付金の加算)

第18条 市長は、承認コミュニティ組織が、次項に規定する申請日の属する年度の翌年度に、当該地域の課題解決のために独自に実施する先駆的な事業であると市長が認める事業を行おうとするときは、予算の範囲内で、第2条の規定により算出した交付金額に加算することができる。

2 前項に規定する事業を実施しようとする承認コミュニティ組織は、地域づくり一括交付金加算申請書(様式第10号)を、所定の期日までに市長に提出しなければならない。

(交付金の加算決定に係る審査会)

第19条 市長は、前条第2項の規定による加算申請があったときは、当該申請内容が、同条第1項に規定する事業であるかの適否について審査するため、交付金の加算決定に係る審査会(以下「審査会」という。)を設置するものとする。

2 審査会は、前項の規定による審査を実施するに当たって、前条第2項の規定による加算申請を行った承認コミュニティ組織から、当該申請内容について説明を求めるものとする。この場合において、審査は、公開により行うものとする。

3 審査会は、加算申請書の記載内容、前項の承認コミュニティ組織からの説明等により加算申請の適否に係る審査を行い、その結果を市長に報告するものとする。この場合において、審査は、非公開で行うものとする。

(交付金の加算決定等)

第20条 市長は、前条第3項の規定に基づく審査会からの審査結果の報告を参考にした上で、交付金の加算を決定したときは、その旨を地域づくり一括交付金加算決定通知書(様式第11号)により、承認コミュニティ組織に通知するものとする。

2 前項の規定による加算決定を受けた承認コミュニティ組織(以下「加算決定組織」という。)は、第18条第2項に規定する申請日の属する年度の翌年度の交付金の交付申請にあつては、第2条の規定に基づく交付金額に加算決定に基づく交付金額を加えた金額をもって交付申請を行うものとする。

(交付金の加算決定に伴う会計処理)

第21条 加算決定組織は、加算決定に伴う交付金の会計処理を行うに当たっては、特別会計を設置しなければならない。

(財産処分の制限)

第22条 承認コミュニティ組織は、交付金事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、市長の承認を受けないで、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、交付金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合その他特に市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が交付金の交付の目的を達成するために、特に必要があると認めて定めたもの

(交付金の検証)

第23条 市長は、交付金額の決定、交付金の繰越し、基金の設置その他の交付金の交付のあり方に関し、5年毎に検証を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。

(補則)

第24条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

区 分	交付金額の算定
均等割額	当該年度の交付金の予算総額に100分の30を乗じ、16で除して得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、四捨五入する。)
人口割額	当該年度の交付金の予算総額に100分の70を乗じ、住民基本台帳に基づく当該年の4月1日現在における条例第10条第2項に規定するコミュニティ組織の区域の人口を乗じ、同日現在の川西市人口で除して得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、四捨五入する。)

備考

承認コミュニティ組織が2小学校区を地域の範囲としている場合は、均等割額は1.8倍として算定する。

様式第1号（第3条関係）

地域づくり一括交付金交付申請書

平成 年 月 日

川西市長 大 塩 民 生 あて

承認コミュニティ組織名

代表者名

印

平成 年度地域づくり一括交付金の交付を受けたいので、地域づくり一括交付金の交付に関する要綱第3条の規定により、次のとおり申請します。

交 付 申 請 額	円
添 付 書 類	(1) 地域別計画書（計画期間が、交付金の申請年度を含むものであること。） (2) 事業計画書 (3) 収支予算書

様式第2号（第4条関係）

地域づくり一括交付金交付決定通知書

平成 年 月 日

様

川西市長 大 塩 民 生 印

平成 年 月 日付けで申請のあった地域づくり一括交付金の交付について、次のとおり決定したので、地域づくり一括交付金の交付に関する要綱第4条の規定により通知します。

交 付 決 定 金 額	円
交 付 の 条 件	2回分割交付とする。 前 期（6月） 円 後 期（10月） 円

様式第3号（第8条関係）

地域づくり一括交付金交付決定取消通知書

平成 年 月 日

様

川西市長 大 塩 民 生 印

平成 年 月 日付で交付決定した地域づくり一括交付金について、次のとおり取り消したので、地域づくり一括交付金の交付に関する要綱第8条第3項の規定により通知します。

交 付 決 定 額	円
交 付 済 額	円
取 消 額	円
返還額（差引額）	円
取 消 し の 理 由	

様式第4号（第10条関係）

地域づくり一括交付金交付請求書

平成 年 月 日

川西市長 大塩民生あて

承認コミュニティ組織名

代表者名

印

地域づくり一括交付金の交付に関する要綱第10条の規定により、地域づくり一括交付金の交付を請求します。

交付決定額	円
-------	---

請求金額 金 円

【振込先】

金融機関名	銀行・信用金庫 農業協同組合			支店
預金種別	1普通	2当座	口座番号	
フリガナ 口座名義人				

様式第5号（第13条関係）

地域づくり一括交付金実績報告書

平成 年 月 日

川西市長 大塩民生あて

承認コミュニティ組織名

代表者名

印

地域づくり一括交付金の交付に関する要綱第13条の規定により、交付金事業の実績を次のとおり報告します。

交付決定額	円
次年度繰越額	円
繰越理由	
添付書類	(1) 事業報告書 (2) 収支決算書

様式第6号（第14条関係）

地域づくり一括交付金確定通知書

平成 年 月 日

様

川西市長 大 塩 民 生 印

平成 年 月 日付けで実績報告のあった交付金事業について、次のとおり交付金を確定したので、地域づくり一括交付金の交付に関する要綱第14条の規定により通知します。

交 付 確 定 額	円
交 付 決 定 額	円
差 引 額	円

様式第7号（第15条関係）

地域づくり一括交付金基金設置申請書

平成 年 月 日

川西市長 大 塩 民 生 あて

承認コミュニティ組織名

代表者名

印

平成 年 月 日付で交付決定のあった地域づくり一括交付金について、基金を設置したいので、地域づくり一括交付金の交付に関する要綱第15条第2項の規定により、次のとおり申請します。

基金の名称	
基金の設置目的	
基金設置期間	単年度 ・ 複数年度（平成 年度～平成 年度）
基金積立額	当該年度 円 平成 年度（予定） 円 平成 年度（予定） 円 平成 年度（予定） 円 平成 年度（予定） 円
事業実施時期	
総事業費	
基金利用事業計画	

様式第8号（第15条関係）

地域づくり一括交付金基金設置承認書

平成 年 月 日

様

川西市長 大 塩 民 生 印

平成 年 月 日付けで申請のあった地域づくり一括交付金の基金設置について、次のとおり承認したので、地域づくり一括交付金の交付に関する要綱第15条第3項の規定により通知します。

基金の名称	
基金の設置期間	平成 年度 ～ 平成 年度
基金積立額	平成 年度 円
	平成 年度（予定） 円
	平成 年度（予定） 円
	平成 年度（予定） 円
	平成 年度（予定） 円

様式第9号（第15条関係）

地域づくり一括交付金基金設置変更・中止申請書

平成 年 月 日

川西市長 大塩民生 あて

承認コミュニティ組織名

代表者名

印

平成 年 月 日付けで承認のあった地域づくり一括交付金の基金設置について、内容変更・計画中止したいので、地域づくり一括交付金の交付に関する要綱第15条第4項の規定により、次のとおり申請します。

基金の名称	
内容変更・計画中止の理由	
変更の内容 (変更の場合に記入)	(変更前)
	(変更後)

様式第10号 (第18条関係)

地域づくり一括交付金加算申請書

平成 年 月 日

川西市長 大塩民生あて

承認コミュニティ組織名

代表者名

印

地域づくり一括交付金の加算を受けたいので、地域づくり一括交付金の交付に関する要綱第18条第2項の規定により、次のとおり申請します。

加算に係る 事業の内容	
総事業費	円
加算希望額	円

様式第11号 (第20条関係)

地域づくり一括交付金加算決定通知書

平成 年 月 日

様

川西市長 大 塩 民 生 印

平成 年 月 日付けで申請のあった地域づくり一括交付金の加算について、次のとおり決定したので、地域づくり一括交付金の交付に関する要綱第20条第1項の規定により通知します。

加 算 対 象 事 業 の 内 容	
加 算 決 定 額	円